

労働法 平成22年度 本試験問題

〔第1問〕（配点：50）

次の事例を読んで、後記の設問に答えなさい。

【事例】

A社は、加工食品の小売販売を主たる業務として設立された株式会社であり、甲市内に本社を置き、数店の小売店舗を構えている。A社は、平成16年に業務内容を拡大するために自社ブランド製品を製造して販売することを決め、平成17年4月、乙市内に工場を建て、工場部門で働く従業員（管理職を除く。）を新たに50人採用し、自社ブランド製品の製造を始めた。しかし、工場部門の事業は開始直後から不振が続き、その赤字によってA社全体の利益を押し下げ、このまま工場部門を存続させると、A社の経営に深刻な影響を及ぼす状況になった。

そこで、A社は、平成19年12月、工場部門を廃止することを事実上決めたところ、A社とは資本関係のない同業他社のB社から、工場部門の事業を引き継ぎたいとの申入れを受け、平成20年6月、工場の敷地、建物及び設備を含めて工場部門の事業全部をB社に譲渡することを決め、同年8月、A社の従業員に対して工場部門の廃止を説明し、同年12月、B社との間で、事業譲渡日を平成21年4月1日とする事業譲渡契約を締結した。同事業譲渡契約の契約書には、A社工場部門の従業員の労働契約関係の処理に関する条項はなく、同事業譲渡契約時に取り交わされた覚書には、B社はA社工場部門の従業員をできる限り引き受けるよう努力する旨の条項がある。X1及びX2は、いずれも、平成17年4月にA社の工場部門で働く従業員として期間の定めなく雇用された者であり、雇用時に、A社から、業務内容は食品加工工程における技術職であり、工場勤務以外の勤務はない旨の説明を受け、以後、その業務にのみ就いていた。なお、X1は、工場部門の従業員14人で組織されたC労働組合（以下「C組合」という。）の組合員であり、委員長を務めていた。

A社及びB社は、上記事業譲渡契約後の平成21年1月、X1及びX2を含むA社工場部門の全従業員に対し、同年3月をもってA社工場部門を廃止し、同部門の事業をB社に譲渡する契約を締結したこと及び上記覚書の内容を説明した上、さらに、A社からは、A社を退職してB社に就職するよう勧め、B社からは、B社への就職を希望する者については書類選考のみで優先的に採用する旨説明した。その後、A社は、同月31日を退職日とする希望退職を募り、その結果、A社工場部門の従業員50人のうちC組合の組合員14人全員を含むX1ら45人が退職に応じたが、X2ら5人は退職に応じなかった。また、A社は、会社再建のため、本社部門及び小売店舗部門の全従業員40人にも希望退職を募り、10人の退職者を得て、同年4月以降、従業員30人体制で業務を続けた。

B社は、同月1日、B社に採用申込みをしたX1ら45人のA社工場部門退職者及び外部からの応募者15人の中から50人を採用した。不採用となったのは、A社工場部門退職者のうちX1ら5人（そのうちC組合の組合員は3人）と外部からの応募者5人であった。

希望退職に応じなかったX2ら5人は、同年2月28日、A社から、工場部門の廃止を理由として、同年3月末日付けで解雇する旨通告された。

〔設問〕

X 1 及び X 2 は、下記の点について相談をしたいと考えている。この相談に対し、あなたが弁護士として回答する場合に検討すべき法律上の問題点を指摘し、それについてのあなたの見解を述べなさい。

- (1) X 1 は、B 社に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに賃金支払及び損害賠償を求めたいと考えている。
- (2) X 2 は、A 社に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認及び賃金支払を求めたいと考えている。

〔第2問〕（配点：50）

次の事例を読んで、後記の設問に答えなさい。

【事例】

1 Y社は、従業員200人の会社であるが、そのうち110人の従業員で組織されたX1労働組合（以下「X1組合」という。）と、70人の従業員で組織されたA労働組合（以下「A組合」という。）の二つの労働組合が存在していた。X1組合の規約には、「組合費の納入はチェック・オフによる。」との規定があり、また、X1組合とY社との間で、「会社は、組合員の賃金から組合

費相当分を控除し、これを組合に交付する。」との協定が労働協約として締結されていた。X1組合とY社は、当該チェック・オフ協定を毎年4月1日に更新することとし、更新に際しては、その都度、X1組合がY社に対し、3月1日にその時点における組合員名簿を提出した上、3月中に協議の場を設けて双方で更新するか否かを確認する手続を行っていた。Y社は、10年間にわたって、このような手続に従い、X1組合の組合員の毎月の賃金から組合費相当分を控除し、X1組合に交付してきた。

2 ところで、Y社では昨今の景気後退と競争激化を背景に、人員削減を含む合理化方針を強化し、従業員に退職勧奨を行う一方、時間外労働も恒常化していったことから、退職者がX1組合の組合員を含めて50人にも上り、そのため、従業員の業務負担は更に過重になっていった。X1組合は、Y社のこうした経営方針や人事管理に強く反発し、Y社の経営方針等を批判し、役員の退陣を求めるビラを従業員食堂等で配布するなど、Y社との対決姿勢を鮮明にした。Y社は、X1組合に対し、そうした行為の中止を求めるとともに、これに関与した組合員らに対して警告書を発した。これに対し、X1組合は、抗議活動を強め、社屋前の集会を無許可で行うなどしたため、Y社はX1組合の委員長を戒告処分とした。このような経緯で、Y社とX1組合との対立は激化し、Y社は、X1組合に対する不快感をより強めていった。

一方、X1組合の組合員には、Y社に対して闘争的な活動方針を採る執行部の姿勢に疑問を持つ組合員も少なからず存在し、その多くがX1組合を脱退し、Y社に対する協調的關係を重視し、穏健な活動方針を採るA組合に加入した。その結果、平成20年10月1日時点で、全従業員150人中、X1組合の組合員数は40人にまで減少し、逆にA組合は組合員90人を組織するまでになった。

3 Y社は、平成21年1月20日、新たにA組合との間でもチェック・オフ協定を労働協約の形式で締結し、同年2月1日からA組合の組合員についても賃金からの組合費相当分の控除を行うこととし、A組合でもチェック・オフによって組合費を徴収する旨をその組合規約に定めた。

4 X1組合は、同年3月1日、例年どおり、同日時点の組合員名簿をY社に提出したところ、Y社は、同月5日、X1組合に対し、X1組合の組合員数が全従業員の過半数を大幅に下回ったこと及び平成20年度のX1組合とのチェック・オフ協定の期間が満了することの二つの理由により、チェック・オフ協定を更新しないこととする旨通知した。なお、その際、Y社は、X1組合に対し、「本来は、X1組合の組合員数が全従業員の過半数に満たないことが判明した時点でチェック・オフ協定を解約すべきところ、労使関係の安定を考慮し、期間満了まで待つて、終了

させることとした。」旨付言した。X 1 組合は、これに強く反対し、チェック・オフ協定の継続を求めてY社に団体交渉を申し入れ、平成21年3月15日、団体交渉が行われた。同交渉において、Y社は、同月5日にX 1 組合に通知した二つの理由を繰り返し説明し、その後のX 1 組合との団体交渉を拒絶した。

5 一方、X 1 組合を脱退してA組合に加入した組合員X 2は、A組合の執行部がY社との友好的・協調的関係を重視する余り、Y社の言いなりになっている状況を見て、その姿勢を改めるよう同執行部に要求した。しかし、同執行部がこれを全く無視したことから、X 2は大いに失望し、同年6月15日、A組合に対し脱退届を提出し、X 1 組合への復帰を願い出た。そこで、X 1 組合は、直ちに、X 2の加入を認めた上、Y社に対し、書面により、チェック・オフ協定の締結を再度求めるとともに、X 2との連名で、X 2の賃金から控除する組合費相当分の交付先をA組合からX 1 組合に変更するよう要求した。

しかし、Y社は、X 1 組合の組合員数が現在も40人にとどまっており、全従業員の過半数におよそ満たないことを理由にX 1 組合とのチェック・オフ協定の締結を拒絶するとともに、「組合員が脱退するには、組合に届け出て、その承認を得なければならない。」と定めた組合規約に基づきA組合がX 2の脱退を認めておらず、A組合からY社に対してX 2の脱退につき通告がないことを理由に、X 2の賃金から控除する組合費相当分の交付先の変更を拒否し、依然としてX 2の賃金から控除した組合費相当分をA組合に交付し続けた。

〔設問〕

1 X 1 組合及びX 2は、それぞれ、Y社を相手方として、どのような機関に対していかなる法的救済を求めることができるか、説明しなさい。

2 1の法的手段において考えられる法律上の問題点を挙げ、各問題点に対するあなたの見解を述べなさい。

倒産法 平成 22 年度 本試験問題

〔第 1 問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

建設業を営むA株式会社（以下「A社」という。）は、区分所有建物（以下「本件建物」という。）を所有していたところ、金融業を営むB株式会社（以下「B社」という。）から弁済期を2年後として3000万円を借り入れ（以下、この貸付金の返還請求権を「本件貸付債権」という。）、本件貸付債権を被担保債権として、B社のために、本件建物に1番抵当権（以下「本件抵当権」という。）を設定し、その登記がされた。その直後、A社は、C株式会社（以下「C社」という。）に対し、本件建物を賃料月30万円で賃貸し、C社は、ここで店舗の営業を始めた。

ところがその半年後、A社は、経営不振から急速に資金繰りに窮してきた。そこで、A社の内情を知ったB社は、A社との間で、A社が所有していた中古トラック（以下「本件トラック」といい、道路運送車両法第5条第1項の適用を受けるものとする。）を、本件貸付債権のうちの100万円の弁済に代えて譲り受ける旨の合意をし、その引渡しを受けて登録名義もA社からB社に移転した（この代物弁済契約を、以下「本件代物弁済」という。）。そして、B社は、直ちにこれを100万円で第三者に売却して、引き渡した。

それから20日後、A社は、とうとう資金繰りがつかずに、手形の不渡りを出した。そして、その翌日、A社は、自己破産を申し立て、直ちに破産手続開始決定がされて、破産管財人Kが選任された。

Kは、本件トラックについて調査をしたところ、現在の所在は不明で、現物を取り戻すことは不可能であるが、時価は150万円と算定することができることが明らかとなった。また、Kは、本件建物についても調査したところ、C社がそこで店舗の営業を続けており、本件建物の時価は約1500万円であった。

〔設問〕以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1(1) 本件代物弁済に関して、KはB社に対してどのような請求をすることができるかを論じなさい。

(2) 設問の事実関係で、仮に本件代物弁済がされた際に本件トラックの登録名義の移転がされず、登録名義がA社に残ったままであったとしたならば、本件代物弁済に関して、KはB社に対してどのような請求をすることができるか、上記(1)と比較しながら論じなさい。

2 B社は、A社の破産手続開始決定後に、本件貸付債権の残額をどのように回収することができるか、その場合の手続はどのようになるかについて、本件貸付債権の破産手続の中での行使と、本件抵当権の行使との両方を踏まえて、説明しなさい。

（参照条文）道路運送車両法

第5条登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

2 （省略）

〔第2問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

精密機械の製造業を営むA株式会社（以下「A社」という。）は、不況による売上高の低迷によって資金繰りに窮し、これから満期を迎える約束手形の決済資金の確保が困難な状況となった。そのため、A社は、平成22年4月1日に民事再生手続開始申立てを行い、同月8日に民事再生手続開始決定を受けた。

〔設問〕

以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社の再建のためには、部品の継続的供給契約（以下「本件契約」という。）を締結している

B株式会社（以下「B社」という。）が従前どおりに取引に応じることが不可欠であった。本件契約では、B社がA社に対して部品の供給を反復継続的に行い、代金については、毎月末日締めで翌月末日に支払う約定であった。そのため、B社は、民事再生手続開始申立ての時点において平成22年3月末日締めの売掛金1000万円を有していた。

また、本件契約には「A社が民事再生手続開始の申立てを行ったときには、B社は本件契約を解除することができる。」との条項が定められていた。

B社は、高い品質の部品を製造していることから、他社からの引き合いも多い会社であったため、今後の取引継続についての態度は強硬であり、民事再生手続開始決定直後の協議において、次のとおり主張した。

「A社が民事再生手続開始申立てを行った以上、本件契約を解除する。ただし、4月末日までに売掛金全額を支払った場合には、解除せず今後の取引を継続してもよい。」

この場合、A社は、B社との取引を継続するため、どのような主張を行うべきか、B社の主張に対する反論も含めて、検討しなさい。

2. C銀行は、A社に対し、5000万円の貸付債権（以下「本件貸付債権」という。）を有していたところ、A社の財務状況の悪化に伴い、追加担保の差入れを要求していた。

そこで、平成22年3月1日、A社は、C銀行との間で、D株式会社が売掛金の支払のためにA社に対して振り出した額面金1000万円の約束手形2通（以下「甲手形」及び「乙手形」という。）につき、取立委任契約を締結し、C銀行に甲手形と乙手形を裏書譲渡した。A社とC銀行は、銀行取引約定書に基づき銀行取引約定を締結していたが、これらの取立委任契約は、この取引約定の規定に基づくものであった。

その後、同年4月5日に甲手形の満期が到来したため、C銀行は、甲手形につき1000万円の手形金を取り立てた。

次に、A社の民事再生手続開始決定後に、乙手形の満期が到来したため、C銀行は、乙手形につき1000万円の手形金を取り立てた。

A社は、その後、C銀行に対し、甲手形及び乙手形の取立金である2000万円の返還を求めたところ、C銀行は、その返還債務と本件貸付債権を対当額で相殺する旨の意思表示をし、返還を

拒絶した。

なお、C銀行は、同年4月2日には、A社の民事再生手続開始申立ての事実を認識しており、この申立てにより、A社は、本件貸付債権の期限の利益を喪失していた。

本件で、甲手形及び乙手形について、それぞれC銀行の相殺の主張が認められるか否かを、相殺権に関する民事再生法の規律と破産法の規律の違いを踏まえて検討しなさい。